

岩倉市工事請負契約保証事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市公共工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第4条に規定する契約の保証（以下「契約保証」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(工事請負契約における契約保証)

第2条 工事約款第4条に定めるとおり、工事請負契約における契約保証については金銭的保証とし、契約担当者（岩倉市契約規則（昭和46年岩倉市規則第14号。以下「契約規則」という。）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は落札者に対し、契約金額の10分の1以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約保証のいずれかを求め、工事請負契約書案の提出とともに同表の左欄に掲げる契約保証の種類に応じ、同表の右欄に掲げる提出書類を提出させるものとする。ただし、工事約款第4条第1項第3号の「銀行、発注者が確実と認める金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（以下「銀行等」という。）をいう。

契約保証の種類	提出書類
(1) 契約保証金の納付	第4条第2項第1号ウに規定する領収書の写し
(2) 銀行等の保証	銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書
(3) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	保証事業会社が交付する保証事業会社の保証に係る保証証書

(4) 公共工事履行保証証券による保証	保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が交付する公共工事履行保証証券に係る証券
(5) 履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

2 前項の規定にかかわらず、予定価格が1,000万円以下の工事請負契約である場合は、契約規則第31条第8号の規定により契約保証金の納付を免除する。

3 契約規則第30条第1項の規定により準用する契約規則第10条第1項及び工事約款第4条第1項第2号の規定にかかわらず、国債及び地方債については、当面の間、契約保証金に代わる担保として取り扱わないものとする。

（契約保証の周知）

第3条 契約担当者は、当該工事の入札に係る公告、指名通知書又は見積通知書に契約保証金納付の要否を記載し、入札参加者に対する周知徹底を図るものとする。

（請負契約締結時における取扱い）

第4条 契約担当者は、落札決定後、請負契約を締結する旨を落札者（随意契約の場合は、契約の相手方）（以下「受注者」という。）に通知し、受注者は、その通知を受けた翌日までに契約保証届出書（様式第1。以下「届出書」という。）を契約担当者に提出するものとする。

2 契約担当者は、受注者から前項の届出書の提出を受けたときは、受注者が選択した契約保証の方法を確認し、その区分に応じて次に掲げる手続を行うものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当者は、受注者に契約締結予定日を納入期限とした納付書、領収済通知書及び納入通知書兼領収書（以下「納入通知書」という。）を交付する。

イ 受注者は、岩倉市公金取扱金融機関に関する規則（昭和50年岩倉市規則第1号）第2条に規定する指定金融機関等に現金及び納入通知書を提出し、納入通知書兼領収書（以下「領収書」という。）を受領する。

ウ 受注者は、工事請負契約書案の提出とともにイの領収書の写しを契約締結予定日までに契約担当者に提出する。

エ 契約担当者は、工事請負契約書案の提出とともにイの領収書の写しの提出を受けたときは、領収書に記載の保証金の金額が契約保証金の金額と同一であることを確認のうえ、工事請負契約書の契約保証金欄に「契約保証金の納付」と記載し、請負契約を締結するものとする。

オ 契約担当者は、イの領収書の写しを当該工事の工事目的物の引渡しを受けるとき（以下「工事完成時」という。）まで別途保管するものとする。

(2) 銀行等の保証についての取扱い

ア 受注者は、工事請負契約書案の提出とともに銀行等の保証に係る保証書を契約締結予定日までに契約担当者に提出する。

イ 契約担当者は、受注者から工事請負契約書案の提出とともにアの保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、受領するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証委託者が受注者であること。

(エ) 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。

(オ) 保証債務の内容が工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

(カ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(キ) 保証金額が契約保証金額以上であること。

(ク) 保証期間が契約締結日から工期の終期までの期間を含むものであること。

(ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 契約担当者は、工事請負契約書の契約保証金欄に「銀行等の保証」と記載し、請負契約を締結するものとする。

エ 契約担当者は、アの保証書を工事完成時まで別途保管するものとする。

(3) 保証事業会社の保証についての取扱い

ア 受注者は、工事請負契約書案の提出とともに保証事業会社の保証に係る保証証書を契約締結予定日までに契約担当者に提出する。

イ 契約担当者は、受注者から工事請負契約書案の提出とともにアの保証証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、受領するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が保証事業会社であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ) 保証委託者が受注者であること。

(エ) 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。

(オ) 保証債務の内容が工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

(カ) 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び契約金額と同一であること。

(キ) 保証金額が契約保証金額以上であること。

(ク) 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。

(ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 契約担当者は、工事請負契約書の契約保証金欄に「保証事業会社の保証」と記載し、請負契約を締結するものとする。

エ 契約担当者は、アの保証証書を契約関係書類と合わせて工事担当課に送付し、工事担当課はアの保証証書を契約関係書類と合わせて保管する。

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 受注者は、工事請負契約書案の提出とともに公共工事履行保証証券に係る証券を契約締結予定日までに契約担当者に提出する。

イ 契約担当者は、受注者から工事請負契約書案の提出とともにアの証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類を照らして誤りがないかを確認のうえ、受領するものとする。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

- (ウ) 債務者が受注者であること。
 - (エ) 公共工事前保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
 - (オ) 主契約内容としての工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び契約金額と同一であること。
 - (カ) 保証金額が契約金額の10分の1以上であること。
 - (キ) 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。
- ウ 契約担当者は、工事請負契約書の契約保証金欄に「公共工事履行保証証券による保証」と記載し、請負契約を締結するものとする。
- エ 契約担当者は、アの証券を契約関係書類と合わせて工事担当課に送付し、工事担当課はアの証券を契約関係書類と合わせて保管する。
- (5) 履行保証保険についての取扱い
- ア 受注者は、工事請負契約書案の提出とともに履行保証保険に係る証券を契約締結予定日までに契約担当者に提出する。
 - イ 契約担当者は、受注者から工事請負契約書案の提出とともにアの証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、受領するものとする。
 - (ア) 被保険者が発注者であること。
 - (イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 保険契約者が受注者であること。
 - (エ) 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
 - (オ) 契約の内容としての工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び契約金額と同一であること。
 - (カ) 保険金額が契約金額の10分の1以上であること。
 - (キ) 保険期間が契約締結日から工期の終期までの期間を含むものであること。
 - ウ 契約担当者は、工事請負契約書の契約保証金欄に「履行保証保険契約の締結」と記載し、請負契約を締結するものとする。
 - エ 契約担当者は、アの証券を契約関係書類と合わせて工事担当課に送付し、工事担当課はアの証券を契約関係書類と合わせて保管する。
- (受注者の債務不履行等による解除時の取扱い)

第5条 契約担当者は、工事約款第44条各号のいずれか、第45条各号のいずれか、第46条各号のいずれか又は第47条第1項各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、工事約款第54条第5項の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えないものとする。

2 契約担当者は、違約金を徴収するときは、受注者に通知する契約解除通知書には、契約保証金又はそれに代わる担保をもって違約金に充当する旨等の記載をするものとする。

3 契約担当者は、工事約款第44条から第47条までの規定に基づき契約を解除した場合の違約金の徴収については、次により取り扱うものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約保証金額が違約金の金額を超過しているときは、契約担当者は、受注者に対して超過分についての保証金払出請求書（様式第2。以下「払出請求書」という。）の提出を求め、受注者から払出請求書の提出を受けたときは、超過額について返還処理をするものとする。

イ 違約金の金額が契約保証金額を超過しているときは、契約担当者は、その超過する金額に係る納入通知書を受注者に交付し、当該超過する金額を徴収するものとする。

(2) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、受注者に通知した契約解除通知書の写しを銀行等に提出して、保証金の請求手続をするものとする。

イ 違約金の金額が保証金額を超過しているときは、契約担当者は、前号イと同じ取扱いをするものとする。

(3) 保証事業会社の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、受注者に通知した契約解除通知書の写しを保証事業会社に提出して、保証金の請求手続をするものとする。

イ 違約金の金額が保証金額を超過しているときは、契約担当者は、第1号イと同じ取扱いをするものとする。

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約担当者は、受注者に通知した契約解除通知書の写し及び公共

工事履行保証証券に係る証券を保険会社等に提出して、保証金の請求手続をするものとする。

イ 違約金の金額が保証金額を超過している場合は、契約担当者は、第1号イと同じ取扱いをするものとする。

(5) 履行保証保険についての取扱い

ア 契約担当者は、受注者に通知した契約解除通知書の写し及び履行保証証券に係る証券を保険会社に提出して、保険金の請求手続をするものとする。

イ 違約金の金額が保険金額を超過している場合は、契約担当者は、第1号イと同じ取扱いをするものとする。

(工事完成時の取扱い)

第6条 工事完成時については、次により取り扱うものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当者は、受注者に対し、契約代金の支払請求書の提出とともに払出請求書の提出を求めるものとする。

イ 受注者は、払出請求書に必要事項を記入し、契約担当者に提出する。

ウ 契約担当者は、受注者から払出請求書の提出を受けたときは、払出請求書に記載の請求金額が当該工事請負契約に係る保証金の金額と同一であることを確認のうえ、歳入歳出外現金の払出票を作成し、第4条第2項第1号エにより受領した領収書の写しを添付のうえ、速やかに会計管理者に提出する。

(2) 銀行等の保証についての取扱い

契約担当者は、受注者を經由して銀行等の保証書（銀行等が交付する変更契約書がある場合は、その変更契約書を含む。以下同じ。）を銀行等に返還するものとする。なお、契約担当者は、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書を受領した旨の保証書に係る受領書（様式第3。以下「受領書」という。）を提出させ、受領書及び保証書の写しを工事担当課に送付し、工事担当課は受領書及び保証書の写しを契約関係書類と合わせて保管するものとする。

(3) 保証事業会社の保証についての取扱い

保証証券（保証事業会社が交付する変更契約書がある場合は、その変更契約書を含む。）の返還は行わず、そのまま契約関係書類とともに

に保管する。

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

公共工事履行保証証券に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）の返還は行わず、そのまま契約関係書類とともに保管する。

(5) 履行保証保険についての取扱い

履行保証保険に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）の返還は行わず、そのまま契約関係書類とともに保管する。

（契約金額の増額変更時の取扱い）

第7条 契約担当者は、契約金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものを除く。）は、契約保証金の金額（銀行等又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の保証の場合にあっては契約保証金の金額又は契約保証金の金額及び保証金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額。次条第1項において同じ。）を変更後の契約金額の10分の1以上に増額変更するものとする。

2 前項の場合において、受注者は、工事約款第25条第1項の規定による変更金額の協議開始の日から14日以内に、契約保証変更届出書（様式第4。以下「変更届出書」という。）を契約担当者に提出するものとする。ただし、当初の契約保証の方法から変更する場合は、第2条第1項の表第1号に規定する契約保証金の納付への変更に限り認めるものとする。

3 契約担当者は、受注者が選択した契約保証の方法を確認し、その区分に応じて次に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に変更契約締結予定日を納入期限とした納入通知書を交付する。

イ 第4条第2項第1号イからオまでの規定は、契約金額の増額変更時の取扱いについて準用する。

(2) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに保証金額を変更

後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者から工事請負変更契約書案とともにアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、請負契約を変更するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 契約担当者は、請負契約を変更後、アの変更契約書を工事完成時まで別途保管するものとする。

(3) 保証事業会社の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者から工事請負変更契約書案とともにアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、請負契約を変更するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び契約金額と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 請負契約の変更後、アの変更契約書は、契約関係書類と合わせて保管する。

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ア 契約担当者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに保証金額を変更後の契約金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、請負契約を変更するものとする。
- (ア) 債権者が発注者であること。
 - (イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 債務者が受注者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (オ) 証券番号が公共工事保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - (カ) 増額後の保証金額が変更後の契約金額の10分の1以上であること。
 - (キ) 異動保証期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。
- ウ 請負契約の変更後、アの異動承認書は、契約関係書類と合わせて保管する。

(5) 履行保証保険についての取扱い

- ア 契約担当者は、保険金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに保険金額を変更後の契約金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容に照らして誤りがないかを確認のうえ、請負契約を変更するものとする。
- (ア) 被保険者が発注者であること。
 - (イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 保険契約者が受注者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (オ) 証券番号が履行保証保険に係る証券の証券番号と同一であること。

と。

(カ) 増額後の保証金額が変更後の契約金額の10分の1以上であること。

(キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

ウ 請負契約の変更後、アの異動承認書は、契約関係書類と合わせて保管する。

(契約金額の減額変更時の取扱い)

第8条 契約担当者は、契約金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものを除く。）で、受注者から契約保証金の金額を変更後の契約金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額を変更後の契約金額の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われなかったこととなっているため、保険金額の減額変更は行わないものとする。

2 前項の場合において、受注者は、工事約款第25条第1項の規定による変更金額の協議開始の日から14日以内に変更届出書を契約担当者に提出するものとする。

3 契約担当者は、受注者から前項の変更届出書の提出を受けたときは、次により取扱うものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当者は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに契約保証金の減額分につき保証金の返還を求める旨の払出請求書の提出を求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者から工事請負変更契約書案の提出とともに払出請求書の提出を受けたときは、払出請求書に記載の金額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であることを確認のうえ、請負契約を変更するものとする。

ウ 契約担当者は、イの確認後、歳入歳出外現金の払出票を作成し、第4条第2項第1号エにより受領した領収書の写しを添付のうえ、速やかに会計管理者に提出するものとする。

エ 契約担当者は、払出請求書の写しを工事完成時まで別途保管するものとする。

(2) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（様式第5。以下「承認書」という。）を交付し、契約担当者が指定する日までに保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、受理するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 契約担当者は、アの変更契約書を当該工事完成時まで別途保管するものとする。

(3) 保証事業会社の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して請負契約の変更後、承認書を交付し、契約担当者が指定する日までに保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額する旨の保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、受理するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

- (エ) 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び契約金額と同一であること。
 - (オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。
 - ウ アの変更契約書は、契約関係書類と合わせて保管する。
- (4) 公共工事履行保証証券についての取扱い
- ア 契約担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して、請負契約の変更後、承認書を交付し、契約担当者が指定する日までに保証金額を変更後の契約金額の10分1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
 - イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、受理するものとする。
 - (ア) 債権者が発注者であること。
 - (イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 債務者が受注者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - (カ) 減額後の保証金額が変更後の契約金額の10分の1以上であること。
 - ウ アの異動承認書は、契約関係書類と合わせて保管する。
- (工期の延長時の取扱い)

第9条 契約担当者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 銀行等の保証についての取扱い
- ア 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
 - イ 契約担当職員は、受注者から工事請負変更契約書案の提出とともにアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、請負契約を変更す

るものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間の変更後の工期を含むものであること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 契約担当者は、アの変更契約書を当該工事完成時まで別途保管するものとする。

(2) 保証事業会社の保証についての取扱い

覚書に基づいて保証期間が工期の変更に応じて自動的に変更されるため、変更手続は行わない。

(3) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容に照らして誤りがないかを確認のうえ、請負契約を変更するものとする。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

ウ 請負契約の変更後、アの異動承認書は、契約関係書類と合わせて保管する。

(4) 履行保証保険についての取扱い

保険期間は工事が完成するまで存するため、変更手続は行わない。

(工期の短縮時の取扱い)

第10条 契約担当者は、工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、受注者に対して、請負契約の変更後、承認書を交付し、契約担当者が指定する日までに、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、受理するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

(ロ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(ハ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(ニ) 変更後の保証期間が工期を含むものであること。

(ホ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 契約担当者は、アの変更契約書を当該工事完成時まで別途保管するものとする。

(2) 保証事業会社の保証についての取扱い

覚書に基づいて保証期間が工期の変更に応じて自動的に変更されるため、変更手続は行わない。

(3) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、受注者に対して、請負契約の変更後、承認書を交付し、契約担当者が指定する日までに、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、

次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

ウ アの異動承認書は、契約関係書類と合わせて保管する。

(4) 履行保証保険についての取扱い

保険期間の短縮は行われないことになっているため、保険期間の短縮は行わない。

(履行遅延時の取扱い)

第11条 契約担当者は、履行遅滞が生じた場合において、工事約款第54条第5項の規定により損害金を徴収して、工期経過後相当の期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、保証期間の延長を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、受注者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類の内容を照らして誤りがないかを確認のうえ、変更契約書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

ウ 契約担当者は、アの変更契約書を当該工事完成時まで別途保管するものとする。

(2) 保証事業会社の保証についての取扱い

覚書に基づいて保証期間が工期の変更に応じて自動的に変更されるため、変更手続は行わない。

(3) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

ウ アの異動承認書は、契約関係書類と合わせて保管する。

(4) 履行保証保険についての取扱い

保険期間は工事が完成するまで存するため、変更手続は行わない。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(岩倉市工事契約保証金等事務取扱要綱の廃止)

2 岩倉市工事契約保証金等事務取扱要綱（平成11年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

契約保証届出書

年 月 日

岩倉市長 殿

受注者 住所

氏名

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

次の工事の契約保証について、下記のとおり届出します。

工 事 名 _____

路線等の名称 _____

工事場所 _____

記

1 契約金額 金 _____ 円

(入札書記載金額×)

2 契約保証金額 金 _____ 円

(契約金額の 10 分の 1 以上)

保 証 の 方 法	1 契約保証金の納付	4 公共工事履行保証証券による保証
	2 銀行等の保証	5 履行保証保険の締結
	3 保証事業会社の保証	

※保証の方法については、いずれの保証を付するのか、該当する番号に○を付けること。

様式第2（第5条、第6条、第8条関係）

保証金払出請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

請求者 住所
氏名

下記のとおり保証金の払出を請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 請求事由 _____ 工事の

3 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
ふりがな 口座名義			

様式第3（第6条関係）

保証書に係る受領書

年 月 日

岩倉市長 殿

請求者 住所
氏名

貴職より下記工事の保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）
を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、毀損等につき
一切の責任を負うことを約します。

記

1 工 事 名 _____

2 路線等の名称 _____

3 工 事 場 所 _____

様式第4（第7条、第8条関係）

契約保証変更届出書

年 月 日

岩倉市長 殿

受注者 住所
氏名

次の工事の契約保証について、下記のとおり変更を届出します。

工 事 名 _____

路線等の名称 _____

工 事 場 所 _____

記

1 現契約金額に対する

増加・減少額 金 _____ 円

2 現契約保証金額に対する

増加・減少額 金 _____ 円

保 証 の 方 法	1 契約保証金の納付	4 公共工事履行保証証券による保証
	2 銀行等の保証	5 履行保証保険の締結
	3 保証事業会社の保証	

※保証の方法については、いずれの保証を付するのか、該当する番号に○を付けること。

様式第5（第8条、第10条関係）

保証契約内容変更承認書

年 月 日

（銀行等又は保険会社等名）様

岩倉市長

下記保証契約の内容変更について承認する。

記

1 変更する保証契約の内容

- (1) 証券番号
- (2) 保証委託者名又は債権者名
- (3) 工事名

2 保証契約内容変更の承認事項（該当箇所の□に✓を記入する。）

保証金額の減額〈減額前の保証金額： 円〉
〈減額後の保証金額： 円〉

保証期間の短縮〈短縮前の保証期間の終期： 年 月 日〉
〈短縮後の保証期間の終期： 年 月 日〉

その他

（ ）

※注：証券番号については、証券番号がある場合のみに記載する。